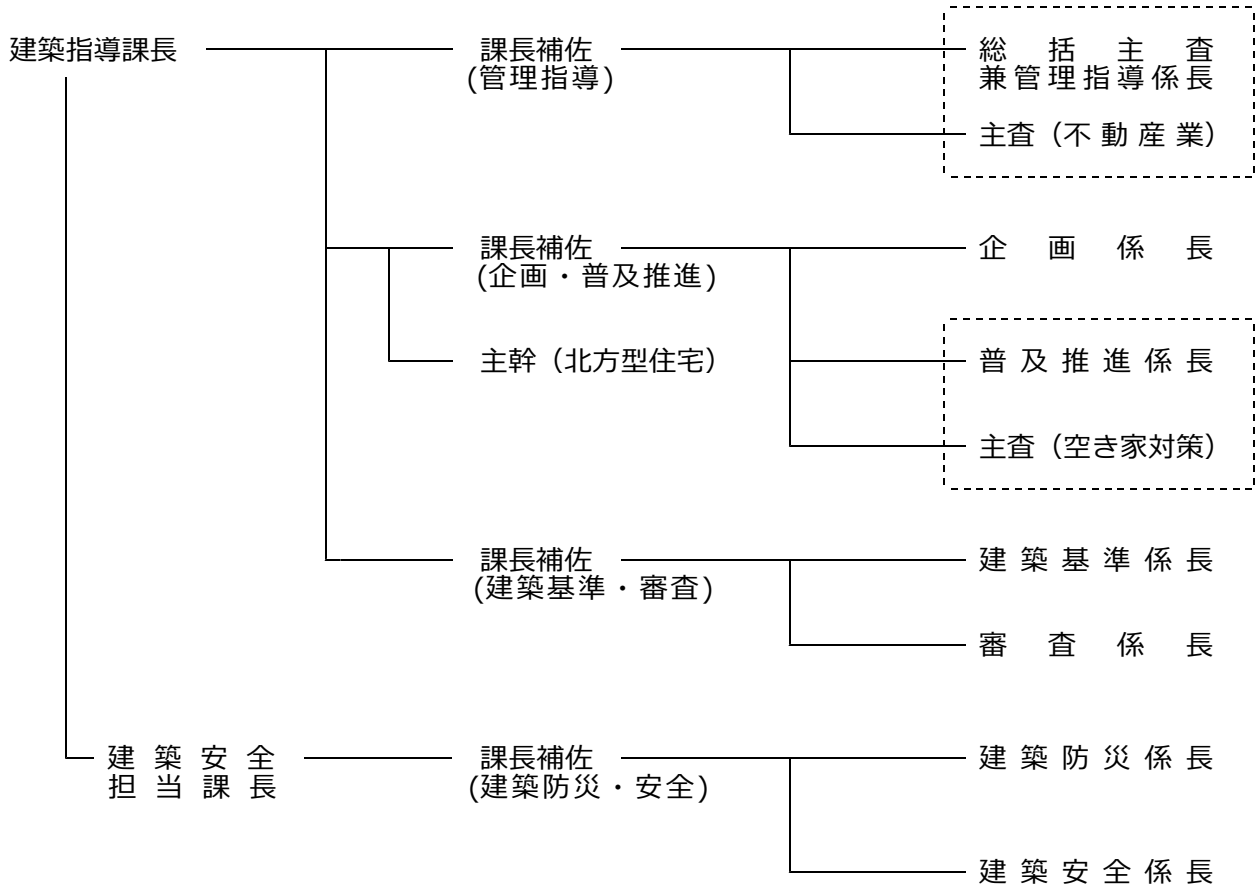


## 9. 住宅局 建築指導課

◎ 分掌事務

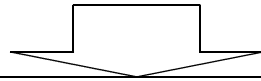
- ・ 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に関すること。
- ・ 宅地建物の取引及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ・ 民間住宅に関すること。
- ・ 空き家等対策に関すること。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅に関すること。
- ・ 住宅セーフティネット制度に関すること。
- ・ 建築技術者及び建築技能者の指導及び養成に関すること。
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
- ・ マンション管理の適正化の促進に関すること。
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関すること。
- ・ 建築物の建築基準に関すること。
- ・ 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関すること(建築物関係)。
- ・ 建築士に関すること。
- ・ 浄化槽の構造に関すること。
- ・ 建設リサイクルに関すること。
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。
- ・ 建築統計に関すること。
- ・ 市街地再開発事業に関すること。
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関すること。
- ・ 低炭素建築物の普及の促進に関すること。
- ・ 住宅及び建築物に係る試験研究等の調整に関すること。



◎ 建築指導課の施策

**【課の方針】**

少子高齢化の進展や消費者ニーズの多様化など社会経済情勢の変化に対応する良質な民間住宅の普及促進を図るため、「北方型住宅」、「きた住まい」制度の普及、リフォームによる住宅ストックの有効活用のほか、活力ある住宅関連産業の創出に向けた取組などを進めるとともに、住宅や建築物の耐震化の促進をはじめとした安全対策・環境対策などの取組を進め、安全で安心して暮らせる住環境の創出を図る。



**施策名**

北国らしい個性豊かで活力のある住まい・まちづくりの推進

**概要**

本道の気候風土に適した質の高い住宅を目指し、昭和63年度から産学官の連携により、「北方型住宅」の開発・普及に取り組んでおり、また、平成26年度から道内事業者による良質な住宅を道民が安心して取得できる仕組みとして「きた住まい」制度にも取り組んでいる。

本道独自の断熱に関する技術資格者制度であるBIS制度の推進、技術講習会の開催などによる技術力向上等に取り組んでいる。

人口世帯の減少や既存住宅の老朽化などにより増加する、空き家等の活用推進、市町村支援に取り組んでいる。

高齢者や子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の登録など新たな住宅セーフティネット制度の推進やサービス付き高齢者向け住宅の供給促進に取り組んでいる。

宅地建物取引業の適正な運営と購入者等の安全確保を図るため、宅地建物取引業の免許業務、道民からの相談業務に取り組んでいる。

建築物や市街地の安全・衛生等を確保するため、建築確認検査業務や建築事務所等の指導監督業務に取り組んでいる。

住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及に取り組んでいる。

耐震診断・改修等の促進を図るための支援や環境整備に取り組んでいる。

余震等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、震災建築物の応急危険度判定体制の充実に取り組んでいる。

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業の促進に取り組んでいる。

**施策名**

住宅の脱炭素化の促進

**概要**

高い省エネ性能を有する「北方型住宅」の普及推進に取り組むとともに、市町村における脱炭素社会の実現に向けた取組を支援している。

道総研建築研究本部と連携し、再生可能エネルギーや道産木材活用など更なる脱炭素化に資する対策を取り入れた北方型住宅Z E R Oの普及促進に取り組んでいる。

既存住宅の性能向上リフォームの普及促進に取り組んでいる。

脱炭素や省エネルギーに関する専門技術者の育成に取り組んでいる。

**施策名**

住宅・建築物の耐震化の促進

**概要**

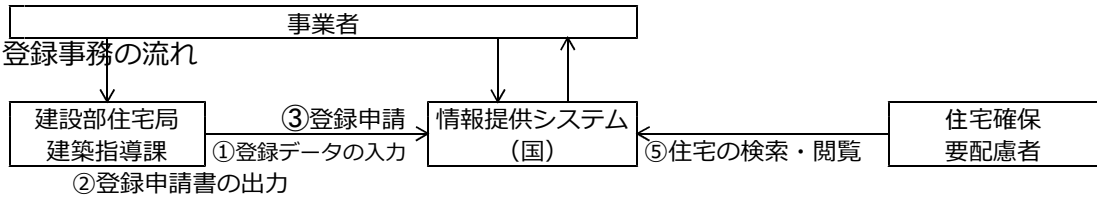
住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及に取り組んでいる。

耐震診断・改修等の促進を図るための支援や環境整備に取り組んでいる。

余震等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、震災建築物の応急危険度判定体制の充実に取り組んでいる。

予算事業名	<b>きた住まいる推進事業費（きた住まいる推進事業費）</b> （昭和63年度(1988年度)～）公共 ※平成28年度 予算事業名変更
事業の目的	北海道の気候風土に根ざした質の高い住宅である「北方型住宅」の取組を進めるとともに、これを支える道内事業者による良質な住宅を道民が安心して取得できる仕組みである「きた住まいる制度」の取組を進める。
事業の概要	○事業内容 ・北方型住宅の推進 （北方型住宅2020の普及推進、北方型住宅ZEROによるゼロカーボンモデル団地の展開など） ・「きた住まいるヴィレッジ」の取組 （南幌町（H30.6～開設）での取組の継続及び他地域での展開による北方型住宅、きた住まいる制度のPR） ・きた住まいるメンバーの業務の実績や住宅の特長等を公開・検索可能とするとともに、住宅履歴の保管も行うことができる「きた住まいるサポートシステム」の運用
予算額	19,062千円（④23,961千円）
連絡先	企画係【内線29-470】
摘要	※交付金事業～社会資本整備総合交付金

予算事業名	<b>きた住まいる推進事業費（住宅の省エネ・省CO2推進事業）</b>  （令和3年度(2021年度)～）公共
事業の目的	「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、住宅の省エネ、省CO2に向けた取組を進める。
事業の概要	○事業内容 ・技術講習会の開催等住宅技術者に対する支援 （技術講習会、現地見学セミナー等の開催、動画配信） ・既存住宅の性能向上に向けた取組 ・ゼロカーボン北海道の実現に向けた北方型住宅等に係る調査研究 ・市町村建築物・住宅の脱炭素化支援事業 ・道産材利用促進対策事業 （地域材の利用拡大を目的とした「北の木の家」の周知普及を行うとともに、北方型住宅やきた住まいる制度のPRを行う）
予算額	18,500千円（④16,600千円）
連絡先	企画係【内線29-470】
摘要	※交付金事業～社会資本整備総合交付金

<p>予算事業名</p>	<p><b>民間住宅等関連事業推進費（安全・安心の住まいづくり支援事業）</b></p> <p style="text-align: right;">（平成10年度（1998年度）～） 公共</p>				
<p>事業の目的</p>	<p>高齢者や子育て世帯等が安心して住宅が取得できる環境を整備する。</p>				
<p>事業の概要</p>	<p>高齢者・子育て世帯等住宅確保推進事業</p> <p>1 住宅セーフティネット制度の普及推進</p> <p>(1)住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録及び登録促進に向けた制度説明会の開催や様々な機会での周知</li> </ul> <p>(2)マッチング・入居支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向けた支援の充実を図るため、市町村、不動産業者、居住支援を行う団体を構成員とした北海道居住支援協議会及び専門部会である居住支援法人部会の開催</li> <li>・市町村居住支援協議会の設置の促進</li> <li>・入居に係る情報提供、生活支援などを行う居住支援法人の指定及び研修会などをつづじた連携、居住支援活動の拡充</li> </ul> <p>○ セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）について</p> <table border="1" data-bbox="296 792 1390 1305"> <tr> <td data-bbox="296 792 448 1211"> <p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要</p> </td> <td data-bbox="453 792 1390 1211"> <p>○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等により住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅</li> </ul> <p>《住宅確保要配慮者》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①法第2条に規定されている者（高齢者や障がい者、子どもを養育している者など）</li> <li>②施行規則第3条に規定されている者（外国人や生活困窮者など）</li> <li>③国の基本方針の一の1に示されている者（海外からの引揚者や戦傷病者など）</li> </ol> <p>《登録要件》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①規模（床面積が一定の規模以上であること）</li> <li>②構造・設備（耐震性を有すること、一定の設備を設置していること）</li> <li>③家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと</li> <li>④基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること など</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1218 448 1305"> <p>登録申請窓口</p> </td> <td data-bbox="453 1218 1390 1305"> <p>北海道（※札幌市、旭川市、函館市を除く道内市町村の住宅が対象） 札幌市、旭川市、函館市（※各市内の住宅が対象）</p> </td> </tr> </table> <p>登録事務の流れ</p>  <pre> graph TD     S[事業者] --&gt; B[建設部住宅局 建築指導課]     B -- ①登録データの入力 --&gt; I[情報提供システム (国)]     I -- ②登録申請書の出力 --&gt; S     I -- ③登録申請 --&gt; S     V[住宅確保要配慮者] -- ⑤住宅の検索・閲覧 --&gt; I   </pre> <p>④登録手続き</p> <p>2 サービス付き高齢者向け住宅の普及推進</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方都市部におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録促進に向け、制度説明や自治体と事業者のマッチングなどを含めたセミナーの開催</li> </ul>	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要</p>	<p>○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等により住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅</li> </ul> <p>《住宅確保要配慮者》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①法第2条に規定されている者（高齢者や障がい者、子どもを養育している者など）</li> <li>②施行規則第3条に規定されている者（外国人や生活困窮者など）</li> <li>③国の基本方針の一の1に示されている者（海外からの引揚者や戦傷病者など）</li> </ol> <p>《登録要件》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①規模（床面積が一定の規模以上であること）</li> <li>②構造・設備（耐震性を有すること、一定の設備を設置していること）</li> <li>③家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと</li> <li>④基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること など</li> </ol>	<p>登録申請窓口</p>	<p>北海道（※札幌市、旭川市、函館市を除く道内市町村の住宅が対象） 札幌市、旭川市、函館市（※各市内の住宅が対象）</p>
<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要</p>	<p>○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等により住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅</li> </ul> <p>《住宅確保要配慮者》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①法第2条に規定されている者（高齢者や障がい者、子どもを養育している者など）</li> <li>②施行規則第3条に規定されている者（外国人や生活困窮者など）</li> <li>③国の基本方針の一の1に示されている者（海外からの引揚者や戦傷病者など）</li> </ol> <p>《登録要件》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①規模（床面積が一定の規模以上であること）</li> <li>②構造・設備（耐震性を有すること、一定の設備を設置していること）</li> <li>③家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと</li> <li>④基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること など</li> </ol>				
<p>登録申請窓口</p>	<p>北海道（※札幌市、旭川市、函館市を除く道内市町村の住宅が対象） 札幌市、旭川市、函館市（※各市内の住宅が対象）</p>				
<p>予算額</p>	<p>7,400千円（④7,820千円）</p>				
<p>連絡先</p>	<p>普及推進係 【内線29-468】</p>				
<p>摘要</p>	<p>※交付金事業～社会資本整備総合交付金</p>				

予算事業名	<b>民間住宅等関連事業推進費（住意識向上支援・住情報提供事業）</b>  (平成10年度（1998年度）～）公共
事業の目的	住まい手や住民の意識啓発のために住宅関連情報の提供を進める。
事業の概要	1 ポータルサイトによる住情報提供事業 ○事業内容 北海道の住まいのポータルサイト（きた住まいるランド）での動画配信など機能拡充を行い、管理・運営する。 2 総合的住情報提供・相談事業補助金 (1)事業主体：（一財）北海道建築指導センター (2)事業内容 ・インターネットによる住情報提供 ・月例住宅講座の開催 ・各種資料の発行、DVDの貸出 ・（一財）北海道建築指導センターの相談員による建築一般相談、札幌弁護士会の弁護士による法律相談 (3)補助率：60/100（国27/100・道33/100）
予算額	7,695千円（④7,695千円）
連絡先	企画係【内線29-470】
摘要	※交付金事業～社会資本整備総合交付金

予算事業名	<b>民間住宅等関連事業推進費（マンション管理適正化推進事業）</b>  (平成12年度（2000年度）～、一部：平成5年度（1993年度）～）公共
事業の目的	複雑多様化する分譲マンションの管理問題に対応し、道民の良好な住環境の確保及び良質なマンションストックの長期的有効活用を図るため、北海道マンション管理適正化推進計画に基づきマンション管理の適正化を推進する。
事業の概要	1 マンション相談窓口の設置運営に対する補助 (1)事業内容 マンション管理全般、法律関係等に係る常勤相談事業 (2)事業主体 (公社)北海道マンション管理組合連合会 (3)補助率 60/100（国27/100・道33/100） 2 マンションの適正な維持管理の普及推進 (1)マンション管理講習会の実施 ・委託先 (公社)北海道マンション管理組合連合会 (2)マンション管理計画の認定制度の運用 ・道内の町村に立地するマンションを対象に管理計画の認定を行う。
予算額	4,450千円（④4,715千円）
連絡先	企画係【内線29-470】
摘要	※交付金事業～社会資本整備総合交付金

予算事業名	<b>民間住宅等関連事業推進費（空き家対策推進事業）</b>  (平成27年度(2015年度)～) 公共
事業の目的	道の「空き家等対策に関する取組方針」(R3.3見直し)に基づき、空き家情報バンクの運営・周知や市町村の取組に対する支援などを実施する。
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空き家等の活用推進 事業内容 ・北海道空き家情報バンクの運営・管理 ・幅広い用途での空き家の活用などの促進</li> <li>2 市町村への支援 事業内容 ・人材・担い手育成の支援(マニュアル作成等) ・空き家対策相談(専門家との連携による市町村への助言) ・空き家相談会の開催 ・北海道空き家等対策連絡会議の開催 ・大規模空き建築物対策の支援</li> <li>3 道民への周知・啓発 事業内容 ・空き家ガイドブックの更新・配布 ・所有者への意識啓発(広報資料の開発)</li> </ol>
予算額	7,518千円(④10,263千円)
連絡先	主査(空き家対策)【内線29-465】
摘要	※交付金事業～社会資本整備総合交付金

予算事業名	<b>民間住宅等関連事業推進費（住宅産業活性化支援事業）</b>  (平成10年度(1998年度)～) 公共
事業の目的	住宅販路の拡大や地域の特性を踏まえた住宅産業の振興に向けた取組により、住宅産業の活性化を図る。
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 販路拡大推進事業 ○事業内容 道内住宅産業の活性化を図るため、道内外への販路拡大に向けた取組を行う。 ・ほっかいどう住宅フェア2023の開催(令和5年9月予定)</li> <li>2 地域民間住宅施策推進事業 ○事業内容 地域の特性に応じた良質な住まいづくりの推進や住宅事業者の支援等の取組を(総合)振興局が企画し、実施する。</li> </ol>
予算額	32,468千円(④41,280千円)
連絡先	普及推進係【内線29-468】
摘要	※交付金事業～社会資本整備総合交付金

予算事業名	<b>長期優良住宅普及促進法施行費</b> (平成21年度(2009年度)～) 単独										
事業の目的	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築計画等の認定審査等を行う。										
事業の概要	<p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の概要(平成21年6月4日施行)</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進</td> </tr> <tr> <td>所管行政庁</td> <td>建築基準法に定める特定行政庁及び限定特定行政庁</td> </tr> <tr> <td>認 定 基 準</td> <td>耐久性、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、住環境、住戸面積、維持保全計画</td> </tr> <tr> <td>優 遇 措 置</td> <td>①登録免許税の税率軽減(保存登記 1.5/1,000 → 1.0/1,000 等) 不動産取得税の控除額拡大(1,200万円 → 1,300万円) 固定資産税の減税期間の延長(1/2軽減期間 戸建て1～3年 → 1～5年) ②住宅ローン減税(一般の住宅に比べ所得税の最大控除額の上乗せ 273万円→455万円)</td> </tr> </table>	区 分	内 容	目 的	長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進	所管行政庁	建築基準法に定める特定行政庁及び限定特定行政庁	認 定 基 準	耐久性、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、住環境、住戸面積、維持保全計画	優 遇 措 置	①登録免許税の税率軽減(保存登記 1.5/1,000 → 1.0/1,000 等) 不動産取得税の控除額拡大(1,200万円 → 1,300万円) 固定資産税の減税期間の延長(1/2軽減期間 戸建て1～3年 → 1～5年) ②住宅ローン減税(一般の住宅に比べ所得税の最大控除額の上乗せ 273万円→455万円)
区 分	内 容										
目 的	長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進										
所管行政庁	建築基準法に定める特定行政庁及び限定特定行政庁										
認 定 基 準	耐久性、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、住環境、住戸面積、維持保全計画										
優 遇 措 置	①登録免許税の税率軽減(保存登記 1.5/1,000 → 1.0/1,000 等) 不動産取得税の控除額拡大(1,200万円 → 1,300万円) 固定資産税の減税期間の延長(1/2軽減期間 戸建て1～3年 → 1～5年) ②住宅ローン減税(一般の住宅に比べ所得税の最大控除額の上乗せ 273万円→455万円)										
予 算 額	1,590千円(④1,471千円)										
連 絡 先	企画係 【内線29-470】										
摘 要	手数料収入により実施										

予算事業名	<b>民間住宅等関連事業推進費(高齢者住まい法施行費)</b> (平成23年度(2011年度)～) 単独				
事業の目的	高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)に基づき実施している、サービス付き高齢者向け住宅の登録事務などを行う。				
事業の概要	<p>サービス付き高齢者向け住宅について登録事務の流れ</p> <table border="1"> <tr> <td>サービス付き 高齢者向け 住宅の概要</td> <td> <p>○住宅に関する基準 各居住部分の床面積が原則25㎡以上、建物がバリアフリー対応 各居住部分に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備える。</p> <p>○サービスに関する基準 安否確認サービス、生活相談サービスが必須</p> <p>○契約に関する基準 長期入院等を理由に事業者から一方的に解約できないこと 敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと など</p> </td> </tr> <tr> <td>相談窓口</td> <td>都道府県 北海道(※札幌市、旭川市、函館市を除く道内市町村の住宅が対象) 政令市・中核市 札幌市、旭川市、函館市(※各市内の住宅が対象)</td> </tr> </table> <p>登録事務の流れ</p> <pre> graph TD     S[事業者] -- ①協議 --&gt; A[事前協議 建設部住宅局 建築指導課 登録]     A -- ②協議終了通知 --&gt; S     S -- ③申請 --&gt; B[審査 NPO法人 シーズネット]     B -- ④審査終了・ ⑤登録通知 --&gt; A     B -- ⑦情報提供 --&gt; C[情報提供システム 専用ホームページ (国)]     C -- ⑧情報提供 --&gt; D[利用者]     D -- ⑨閲覧 --&gt; C     C -- ⑥登録通知 --&gt; S   </pre>	サービス付き 高齢者向け 住宅の概要	<p>○住宅に関する基準 各居住部分の床面積が原則25㎡以上、建物がバリアフリー対応 各居住部分に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備える。</p> <p>○サービスに関する基準 安否確認サービス、生活相談サービスが必須</p> <p>○契約に関する基準 長期入院等を理由に事業者から一方的に解約できないこと 敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと など</p>	相談窓口	都道府県 北海道(※札幌市、旭川市、函館市を除く道内市町村の住宅が対象) 政令市・中核市 札幌市、旭川市、函館市(※各市内の住宅が対象)
サービス付き 高齢者向け 住宅の概要	<p>○住宅に関する基準 各居住部分の床面積が原則25㎡以上、建物がバリアフリー対応 各居住部分に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備える。</p> <p>○サービスに関する基準 安否確認サービス、生活相談サービスが必須</p> <p>○契約に関する基準 長期入院等を理由に事業者から一方的に解約できないこと 敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと など</p>				
相談窓口	都道府県 北海道(※札幌市、旭川市、函館市を除く道内市町村の住宅が対象) 政令市・中核市 札幌市、旭川市、函館市(※各市内の住宅が対象)				
予 算 額	2,423千円(④3,382千円)				
連 絡 先	普及推進係 【内線29-468】				
摘 要	手数料収入により実施				



予算事業名	<b>住宅・建築物耐震改修等事業費</b> (平成18年度(2006年度)～) 公共
事業の目的	地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減やがけ地の崩壊等による住民の安全性の確保を図るため、住宅の耐震改修を行う者や危険住宅を移転する者に対して補助する市町村に対する補助事業を実施する。
事業の概要	<p>1 既存住宅耐震改修事業費補助金 市町村耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修、除却の費用に補助する市町村に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：市町村が所有者に補助する額の2分の1</li> <li>・限度額：44.5千円(耐震診断)、50千円(補強設計)、41.1千円(耐震改修)</li> </ul> <p>2 住宅・建築物の耐震化に係る普及啓発事業等 一般住民向けに耐震診断・改修を普及啓発するための地震防災セミナー等の開催</p> <p>3 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 建築基準法により建築が制限されている区域等に存在する危険住宅の移転を行う者に助成する市町村に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：1/4</li> <li>・対象経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険住宅の除却等に要する経費 限度額 975千円/戸</li> <li>② 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の借入金の利子(年8.5%を限度)相当額 限度額 建物 3,250千円/戸 土地 960千円/戸</li> </ul> </li> </ul>
予算額	15,040千円(④15,040千円)
連絡先	建築安全係【内線29-467】
摘要	※交付金事業～社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

予算事業名	<b>住宅・建築物耐震改修等事業費</b> (令和3年度(2021年度)～) 単独
事業の目的	地震の際の建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、民間大規模建築物の耐震改修を行う者に対して補助する市町村に対する補助事業を実施する。
事業の概要	<p>民間大規模建築物耐震事業費補助金 耐震診断が義務化された民間大規模建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震改修費用に補助する市町村に対する補助</p> <p>(1) 要緊急安全確認大規模建築物(H27年度創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：市町村が所有者に補助する額(耐震改修等に要する費用の100分の23を限度とする。)の2分の1以内とし、市町村が負担する額の2倍を上限とする。</li> </ul> <p>(2) 要緊急安全確認大規模建築物のうち、北海道耐震改修促進計画に防災拠点建築物として位置付けられたもの(H28年度創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：市町村が所有者に補助する額(耐震改修等に要する費用の3分の2を限度とする。)の2分の1以内とし、市町村が負担する額の2倍を上限とする。</li> </ul> <p>※平成31年3月31日までに設計に着手したものに限り。</p>
	436,000千円(④298,000千円)
連絡先	建築安全係【内線29-467】
摘要	※補助金事業～地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金

予算事業名	<b>災害に強いまちづくり推進事業費</b> (平成7年度(1995年度)～) 単独
事業の目的	地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、応急危険度判定体制の充実を図り、道民の安全を確保する。
事業の概要	1 応急危険度判定士制度の充実と判定士の登録 2 応急危険度判定支援体制の確立 3 応急危険度判定士認定講習会の開催 ※ 1、3の業務の一部を一般社団法人北海道建築士会に委託
予算額	2,233千円(④2,307千円)
連絡先	建築安全係【内線29-467】
摘要	応急危険度判定士登録者数：2,269人(令和4年3月末現在)

予算事業名	<b>建築基準法施行費</b> (平成元年度(1989年度)～) 単独
事業の目的	建築確認業務の迅速化・的確化を図るため、建築確認申請に係る審査及び中間・完了検査に係る事務の一部を市町村に委託する。また、電子申請に対応した北海道建築行政事務処理システムの保守管理、機能向上を図る。
事業の概要	1 委託業務 (1) 敷地現況調査業務 ——— 特定行政庁(10市)を除く169市町村 (2) 工事完了検査立会業務 ——— (3) 工事完了事実調査業務 ——— 特定行政庁(10市)及び限定特定行政庁(33市町)除く136市町村 2 直営業務 (1) 建築確認申請等の審査、検査 (2) 建築基準法に基づく許可・認定 (3) 建築基準法違反建築物の是正指導 (4) バリアフリー法、北海道福祉のまちづくり条例に基づく指導助言
予算額	42,056千円(④38,381千円)
連絡先	建築基準係【内線29-476】
摘要	

予算事業名	<b>都市低炭素化促進法施行費</b> (平成25年度(2013年度)～) 単独
事業の目的	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定事務の一部を市町村に委託することにより、事務の迅速化を促進し、住民サービスの向上を図り、低炭素建築物の普及の促進に努める。
事業の概要	<p>1 委託業務</p> <p>(1) 申請書の受理</p> <p>(2) 市町村条例に対する適合確認</p> <p>(3) 意見書の作成</p> <p>(4) 低炭素まちづくり計画との整合確認</p> <p>2 直営業務</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画に係る認定事務</p> <p style="text-align: right;">特定行政庁(10市)以外で 都市計画区域を指定して いる89市町</p>
予算額	428千円 (④420千円)
連絡先	建築基準係 【内線29-476】
摘要	

予算事業名	<b>建設リサイクル法施行費</b> (平成14年度(2002年度)～) 単独
事業の目的	建設リサイクル法に基づく対象建設工事届出等の審査に係る事務の一部を市町村に委託することにより、事務の迅速化を促進し、義務違反等の未然防止を図り、住民サービスの向上と適切な分別解体等の実施の推進に努める。
事業の概要	<p>1 委託事業</p> <p>届出者の利便性確保、効果的な届出違反予防等を目的に実施する。</p> <p>(1) 受理及び審査補助業務</p> <p>(2) 指導等立入補助業務</p> <p>2 直営業務</p> <p>(1) 計画内容の審査</p> <p>(2) 立入検査や違反指導などを実施する。</p> <p style="text-align: right;">特定行政庁(10市)を除く169市町村</p>
予算額	2,144千円 (④2,289千円)
連絡先	建築基準係 【内線29-476】
摘要	

予算事業名	宅地建物取引業法施行費 (平成2年度(1990年度)～) 単独																									
事業の目的	宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業免許及び宅地建物取引士の資格登録等の事務を行うとともに、宅建業者や宅建士に対する指導監督を行い、宅地建物取引に関する道民の利益保護を図る。																									
事業の概要	<p>○事業の概要</p> <p>(1) 国・都道府県が連携して運用している専用システムを活用し、宅地建物取引業免許事務及び宅地建物取引士資格登録事務を適正に実施する。</p> <p>※ システム構成</p> <pre> graph LR     A["端末機 道 (本庁・総合振興局等)"] -- "情報処理委託" --&gt; B["ホストコンピューター 一般財団法人不動産 適正取引推進機構"]     B -- "情報処理委託" --&gt; C["端末機 国土交通省 都府県"]     A -- "データ" --&gt; B     C -- "データ" --&gt; B   </pre> <p>(2) 宅地建物取引業法に基づき、適正な取引の確保を図るため、宅地建物取引士資格取得者に対し、宅地建物取引士証を交付する。</p> <p>(3) 宅地建物取引業者や宅地建物取引士に対する指導や処分などの監督事務を行う。</p>																									
予算額	17,083千円 (④17,069千円)																									
連絡先	主査(不動産業) 【内線29-463】																									
摘要	<p>○道内の宅建業者免許及び宅建士登録の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宅建業者</th> <th>宅建士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>3,576(29)件</td> <td>26,134人</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3,612(31)件</td> <td>26,732人</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>3,646(34)件</td> <td>27,375人</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>3,727(33)件</td> <td>28,004人</td> </tr> <tr> <td>R02</td> <td>3,786(30)件</td> <td>28,692人</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>3,901(27)件</td> <td>29,239人</td> </tr> <tr> <td>R04</td> <td>3,934(28)件</td> <td>30,182人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は、各年度末現在 ※( )は、本社が道内にある大臣免許業者数</p>		区分	宅建業者	宅建士	H28	3,576(29)件	26,134人	H29	3,612(31)件	26,732人	H30	3,646(34)件	27,375人	R01	3,727(33)件	28,004人	R02	3,786(30)件	28,692人	R03	3,901(27)件	29,239人	R04	3,934(28)件	30,182人
区分	宅建業者	宅建士																								
H28	3,576(29)件	26,134人																								
H29	3,612(31)件	26,732人																								
H30	3,646(34)件	27,375人																								
R01	3,727(33)件	28,004人																								
R02	3,786(30)件	28,692人																								
R03	3,901(27)件	29,239人																								
R04	3,934(28)件	30,182人																								